

○証明書等交付事務

- ◆ 住民票の写し等の交付請求の受付・引渡し
- ◆ 印鑑登録証明書の交付請求の受付・引渡し
- ◆ 地方税法に基づく納税証明書の交付請求の受付・引渡し
- ◆ 戸籍謄抄本等の交付請求の受付・引渡し
- ◆ 戸籍の附票の写しの交付請求の受付・引渡し

法※第2条
に規定

※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律

○郵便局に常駐する村職員が対応する事務

- ◆ 住民異動届（転入届・転出届・転居届等）の受付・転出証明書の引渡し
- ◆ 印鑑登録（登録廃止）の申請受付・印鑑登録証の引渡し
- ◆ 上記証明書等交付の代理請求の受付・証明書等の引渡し

具体的支障事例

令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託したが、下記の申請等があった場合、郵便局員では処理ができない。

- ◆ 住民異動届（転入届・転出届・転居届等）
- ◆ 印鑑登録（登録廃止）
- ◆ 公的証明書の交付の意思決定や代理請求（委任状による請求）

- 
- 現在は村職員1名を郵便局内に常駐させて対応
 - 今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることも視野に入れているが、その場合、上記申請等があれば、その都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要が生じる
⇒ その間（約8km車で15分）待っていただくか、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。

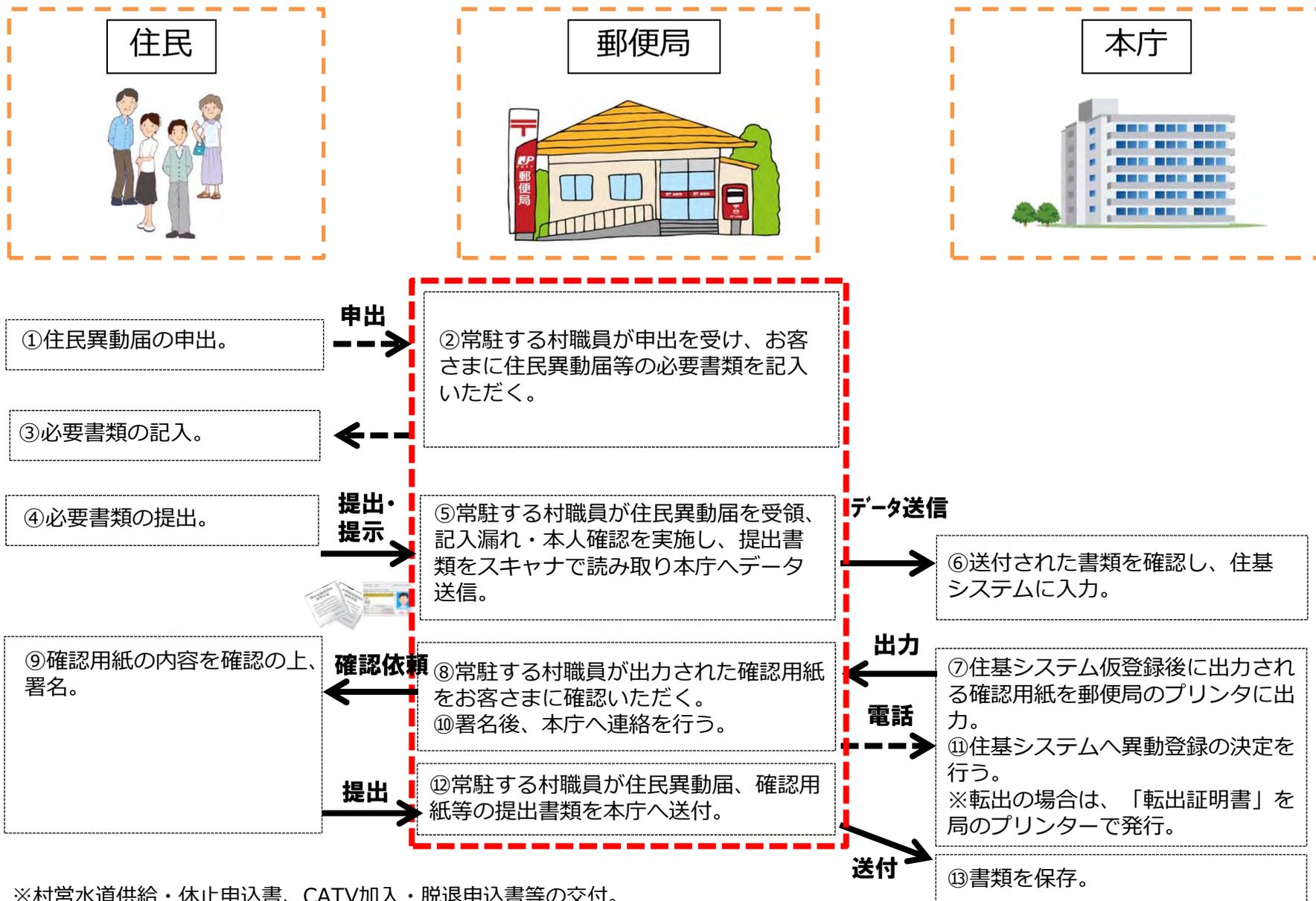
求める措置

郵便局において、下記の事務の取扱いを可能とすること。

- ① 住民異動届（転出届、転入届、転居届、世帯変更届、世帯主変更届）の受付、転出証明書の引渡し
- ② 印鑑登録事務（登録廃止）の受付、印鑑登録証の引渡し
- ③ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付、請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定
- ④ 戸籍謄本等・除籍謄本等（第1号関係）、戸籍の附票・除附票の写し（第4号関係）、印鑑登録証明書（第5号関係）の代理請求の受付等

① 住民異動届手続の現行事務フロー

※ 内が求める措置

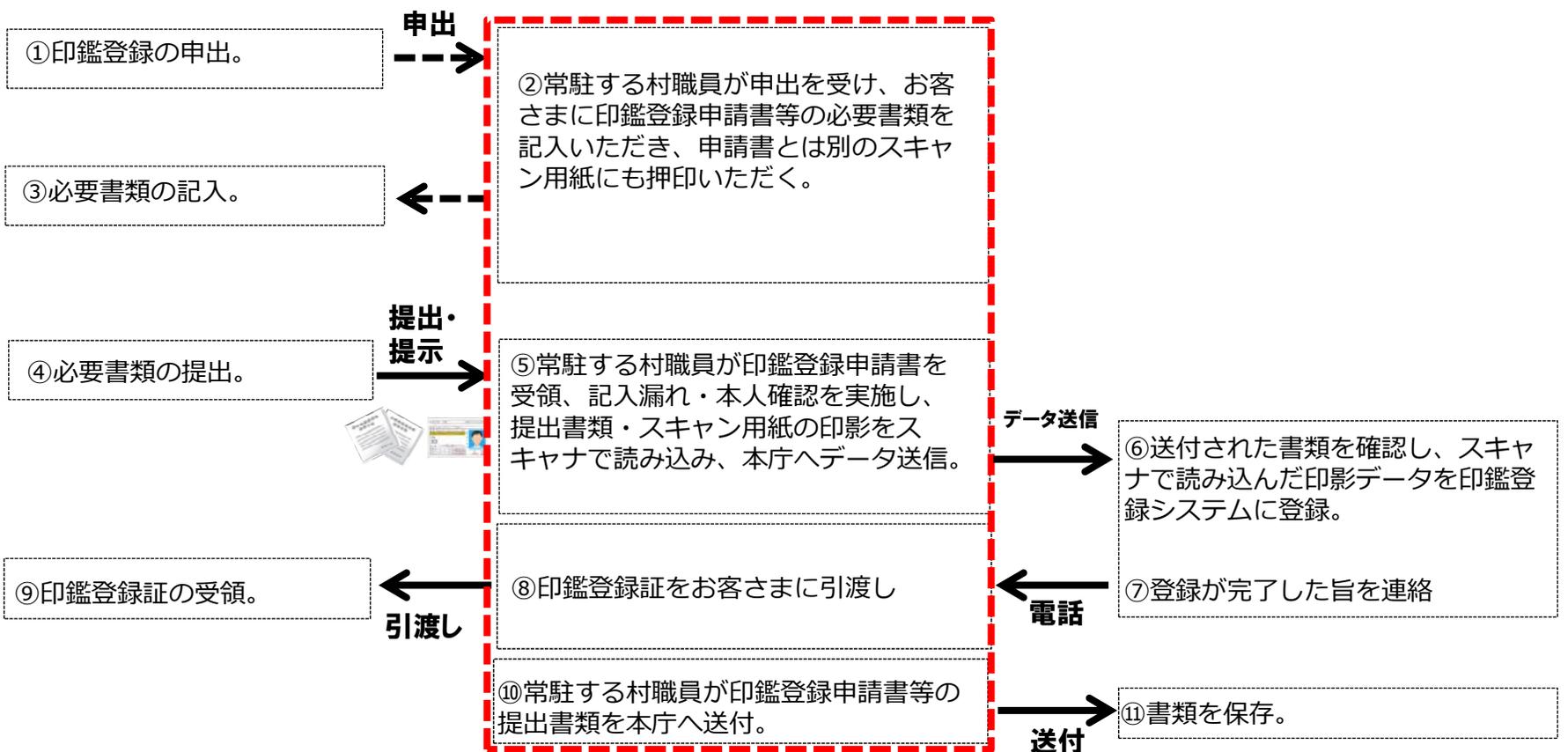


※村営水道供給・休止申込書、CATV加入・脱退申込書等の交付。

※転入の場合、泰阜村の概要を取りまとめた冊子、ゴミ分別ガイドブック、ゴミ収集日カレンダーもあわせて交付。

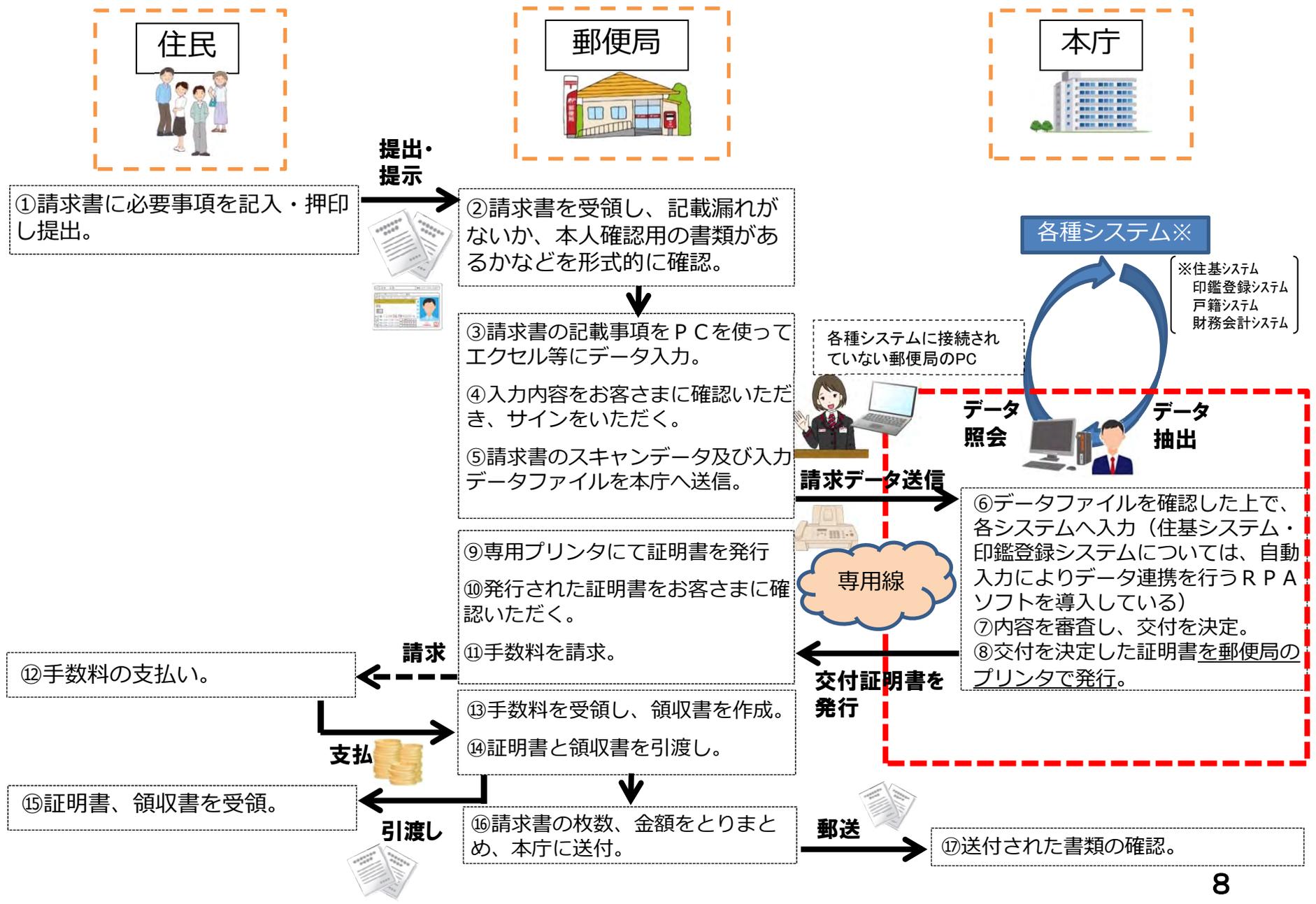
② 印鑑登録手続の現行事務フロー

※ 内が求める措置



52

③ 公的証明書交付手続の現行事務フロー ※ []内が求める措置



53